

共
通
事
項

經
濟
學
研
究
科

法
學
研
究
科

文
學
研
究
科

經
營
學
研
究
科

商
學
研
究
科

大
學
院
關
係
諸
規
程

大
學
院
施
設
案
內

法 學 研 究 科 事 項

法学研究科事项目次

法学研究科長挨拶	112
法学研究科学事暦	113
法学研究科の目的	114
学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	114
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	116
指導計画のガイドラインと概要	118
修士課程	121
履修方法について	121
カリキュラムの特徴	123
履修モデル	123
1 研究者・法曹などの養成を目的とする履修モデル	
2 高度専門職業人育成を目的とする履修モデル	
授業科目担当表	126
博士後期課程	131
履修方法について	131
授業科目担当表	134
学位請求論文またはリサーチ・ペーパーの提出について	137
修士論文またはリサーチ・ペーパー	137
修士論文、リサーチ・ペーパー審査基準	140
博士論文	141
博士論文審査基準	144

研究科長挨拶

法学研究科

研究科長 大槻 文俊

法学研究科は、法学や政治学に関する研究能力その他の法的専門職業人としての能力を身につけることを重要な目的の一つとしています（ただし、法曹を目指す学生の教育は、法科大学院が担っています）。同時に、法学研究科は、法学や政治学に関する研究、言い換えれば知的探求を行う場でもあり、研究の成果として修士論文または博士論文を執筆することが重要な目的になります。学生は、このような研究成果を生み出すことで、法学や政治学の発展に一定の貢献をすることになります。

このような大枠がありますが、個別に見ると、学生により目指すところは様々です。研究者（大学教員等）や税理士を目指す者、公務員または企業人としてより高度の法的能力の獲得を目指す者など、目的や知的関心のあり方は多様です。法学研究科は、このような多様な目的や知的関心に応えるべく、多様な授業科目を揃えています。修士課程、博士後期課程ともに、多数の授業科目があり、自己の研究分野に限定されず、興味・関心や必要に応じて法学と政治学の授業を選択できます。法律学の授業では、実定法の講義や演習のほか、法社会学や法制史など基礎法と呼ばれる分野の授業も揃っており、多様な研究内容に対応できるようになっています。政治学の授業についても、行政学を含め多様な内容のものが 있습니다。

修士課程においても、博士後期課程においても、指導教員から一年を通して一貫した論文指導を受けることができます。資料の集め方、論文の書き方など、論文執筆に必要な様々な指導を受けられるようになっています。どのような授業を履修するかは、指導教員と相談しながら決めることになります。修士課程では、修学の目的に応じて修士論文に代えてリサーチペーパーの提出を選択できます。修士論文（またはリサーチペーパー）も博士論文も、作成の中間段階で発表会を行います。ここには指導教員以外の教員も参加し、これらの教員から指導や助言を受けることができます。論文の審査については、手続きや審査基準を明確に定めており、これらの手続きや基準に従って公正な審査が行われます。

法学研究科では、事務職員も含めて学生の研究を支える体制を作っており、学生の皆さんには、授業や施設などを十分に活用して研究に励んでいただきたいと思います。

令和7（2025）年度 専修大学大学院（法学研究科）学事暦

前 期 4月1日（火）～ 9月21日（日）							
4月	日	月	火	水	木	金	土
	6	7	1	2	3	4	5
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
5月	日	月	火	水	木	金	土
	4	5	6	7	①	②	③
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
6月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
7月	日	月	火	水	木	金	土
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
8月	日	月	火	水	木	金	土
	3	4	5	6	7	1	2
	10	⑪	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
後 期 9月22日（月）～ 3月31日（火）							
9月	日	月	火	水	木	金	土
	7	1	2	3	4	5	6
	14	⑮	16	17	18	19	20
	21	22	⑳	24	25	26	27
10月	日	月	火	水	木	金	土
	5	6	7	8	9	10	4
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
11月	日	月	火	水	木	金	土
	2	3	4	5	⑥	⑦	1
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
12月	日	月	火	水	木	金	土
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	⑳	㉑	㉒	27
1月	日	月	火	水	木	金	土
	4	5	6	7	①	2	3
	11	⑫	13	14	15	16	⑮
	18	19	20	21	22	23	24
2月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	⑪	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
3月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	㉑	21

オリエンテーション・ガイダンス
4月1日（火）～ 4月9日（水）
入学式 4月5日（土）
前期授業 4月10日（木）～ 8月2日（土）
履修届提出期限 4月17日（木）
特例措置による課程博士論文提出期限 4月28日（月）
※4月29日（火）は授業を実施する。
※5月1日（木）は、4月29日（火）の振替休日とする。
※5月2日（金）は、5月5日（月）の振替休日とする。
※5月5日（月）は授業を実施する。

課程博士論文題目届提出期限 6月30日（月）

※7月21日（月）は授業を実施する。
補講期間（前期） 7月28日（月）～ 8月2日（土）

夏期休暇 8月3日（日）～ 9月21日（日）

大学創立記念日 9月16日（火）
後期授業 9月22日（月）～ 12月26日（金）
1月8日（木）～ 1月31日（土）
課程博士論文提出期限 9月30日（火）
修士論文またはリサーチ・ペーパー題目届提出期限 10月3日（金）
※10月13日（月）は授業を実施する。
※10月30日（木）（大学記念日）は授業を実施する。

※11月3日（月）は授業を実施する。
※11月6日（木）は、5月6日（火）の振替休日とする。
※11月7日（金）は、7月21日（月）の振替休日とする。
※11月24日（月）は授業を実施する。

※12月24日（水）は、10月13日（月）の振替休日とする。
※12月25日（木）は、10月30日（木）の振替休日とする。
※12月26日（金）は、11月3日（月）の振替休日とする。
冬期休暇 12月27日（土）～ 1月7日（水）

※1月17日（土）は、11月24日（月）の振替休日とする。
修士論文またはリサーチ・ペーパー提出期限 1月9日（金）
修士論文またはリサーチ・ペーパー最終試験 1月24日（土）
補講期間（後期） 1月26日（月）～ 1月31日（土）
春期休暇 2月1日（日）～ 3月31日（火）

学位記授与式 3月22日（日）

○変更がある場合は掲示でお知らせします。

法学研究科の目的

〈法学研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について〉

「法学研究科修士課程は、法的創造性豊かな研究者等並びに研究能力及び教育能力を兼ね備えた大学教員、卓越した法的専門知識及び能力を有する高度の専門職業人並びに知識基盤社会を多様に支える法的考え方に習熟した知的人材を養成することを目的とし、博士後期課程は、修士課程及び法科大学院等専門職大学院における教育を基盤として、高度の専門知識及び能力を備え、国際社会における貢献に資するとともに、国際競争力を有する研究教育に優れた大学教員、研究者等を養成することを目的とする。」

(専修大学大学院学則より抜粋)

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

<修士課程>

法学専攻

法学研究科は、修士課程において所定の年限在学し、所定の単位を修得するとともに、以下の学識と能力を修得したうえで、学位請求論文又は特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査に合格した者に修士（法学）の学位を授与します。

- (1) 法学又は政治学に関する学識と理解力。
- (2) 法学又は政治学の分野において、研究者や教員、又は高度専門職業人に必要な学識を修得し自ら活用できる能力。
- (3) 法学又は政治学の分野における研究テーマを自ら設定し、データや資料を収集・分析し、先行研究を渉猟し、研究論文を作成できる能力。
- (4) 法学又は政治学の分野において生ずる社会問題について、研究成果に基づきながら具体的解決策を提示できる能力。

＜博士後期課程＞

民事法学専攻

法学研究科民事法学専攻は、博士後期課程において所定の年限在学し、所定の単位を修得するとともに、学位請求論文を提出して、以下の学識や能力を修得したものとして、その審査に合格した者に博士（法学）の学位を授与します。

- (1) 民事法学に関わる専攻分野において、研究者として自立して研究活動に従事するために必要な能力とその基盤を構成する学識。
- (2) 民事法学専攻分野の学問の発展に貢献できる独創的な研究成果を生み出す能力。
- (3) 専門性が求められる多様な専門職業分野において活躍できる高度な学識と研究能力。

公法学専攻

法学研究科公法学専攻は、博士後期課程において以下の学識や能力を修得したうえで、所定の年限在学し、所定の単位を修得するとともに、学位請求論文を提出して、その審査に合格した者に博士（法学）の学位を授与します。

- (1) 公法学又は政治学に関わる専攻分野において、研究者として自立して研究活動に従事するために必要な能力とその基盤を構成する学識。
- (2) 公法学又は政治学の専攻分野の学問の発展に貢献できる独創的な研究成果を生み出す能力。
- (3) 専門性が求められる多様な専門職業分野において活躍できる高度な学識と研究能力。

<修士課程>

法学専攻

法学専攻のカリキュラムは、大きく分けて「民事法学」、「公法学」、「政治学」から成り立ちますが、全体として単一の法学専攻とすることによって、自らの専門分野の深い知識と理解力を修得するとともに、関連する分野の知識も広く体系的に学修できるように配慮しています。

【教育課程の編成／教育内容・方法】

- (1) 「特論講義」では、体系的な専門知識だけでなく、分析手法などを事例（たとえば判例）を通して教授します。
- (2) 「特論演習」では、主として指導教授が研究テーマに沿った学位論文の作成指導を行います。
- (3) 指導教授の担当する「特論講義」及び「特論演習」を必修科目とし、自らの研究分野における卓越した専門知識を修得できるようにしています。
- (4) 指導教授以外の「特論講義」及び「特論演習」を履修することができ、柔軟な法学的及び政治学的な考え方を培うことができますようにしています。

【学修成果の評価方法】

- (1) 講義科目の評価については、成績評価の公正さと透明性を確保するため、各科目のシラバスに示した到達目標、成績評価方法・基準にしたがって各授業担当教員が評価します。
- (2) 演習科目の評価については、指導計画のガイドラインに基づいた研究の進捗状況と論文発表について、シラバスに示した成績評価方法により演習科目担当教員が評価します。
- (3) 学位請求論文の評価については、提出された論文および最終口述試験に対し、あらかじめ示した論文審査基準に基づき主査・副査が評価を行います。

＜博士後期課程＞

民法法学専攻

民法法学分野について高度な専門性を有する「特殊研究」と「特殊研究演習」を配置したカリキュラム体系としています。

【教育課程の編成／教育内容・方法】

- (1) 指導教授の担当する「特殊研究演習」を必修科目としており、自らの研究分野における専門性を高め、時代に先駆けた独創的な理論の構築ができるようにしています。
- (2) 指導教授又は指導教授以外の「特殊研究」をも履修することができ、外国語能力を含めた豊かな学識を培えるようになっていきます。

【学修成果の評価方法】

- (1) 講義科目の評価については、成績評価の公正さと透明性を確保するため、各科目のシラバスに示した到達目標、成績評価方法・基準にしたがって各授業担当教員が評価します。
- (2) 演習科目の評価については、指導計画のガイドラインに基づいた研究の進捗状況と論文発表について、シラバスに示した成績評価方法により演習科目担当教員が評価します。
- (3) 学位請求論文の評価については、提出された論文および最終口述試験に対し、あらかじめ示した論文審査基準に基づき主査・副査が評価を行います。

公法専攻

公法学、基礎法学、政治学の分野について高度な専門性を有する「特殊研究」と「特殊研究演習」を配置したカリキュラム体系としています。

【教育課程の編成／教育内容・方法】

- (1) 指導教授の担当する「特殊研究演習」を必修科目としており、自らの研究分野における専門性を高め、時代に先駆けた独創的な理論の構築ができるようにしています。
- (2) 指導教授又は指導教授以外の「特殊研究」をも履修することができ、外国語能力を含めた豊かな学識を培えるようになっていきます。

【学修成果の評価方法】

- (1) 講義科目の評価については、成績評価の公正さと透明性を確保するため、各科目のシラバスに示した到達目標、成績評価方法・基準にしたがって各授業担当教員が評価します。
- (2) 演習科目の評価については、指導計画のガイドラインに基づいた研究の進捗状況と論文発表について、シラバスに示した成績評価方法により演習科目担当教員が評価します。
- (3) 学位請求論文の評価については、提出された論文および最終口述試験に対し、あらかじめ示した論文審査基準に基づき主査・副査が評価を行います。

指導計画のガイドラインと概要

＜修士課程＞

修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下「リサーチ・ペーパー」という。）を作成するためには、計画的な研究が必要となります。

以下では、修士論文、リサーチ・ペーパーの作成から提出に至るまでの指導計画のガイドラインとスケジュールを示します。ガイドラインの概要は次のとおりです。

- ① 修士論文、リサーチ・ペーパーの作成に向け、年次ごとに示されている目標とスケジュールにしたがって、修士論文、リサーチ・ペーパーの作成が進められます。
- ② 修士論文、リサーチ・ペーパーの発表会を実施し、指導教授以外の教員から助言と指導を受ける機会を設け、多角的な視点より修士論文、リサーチ・ペーパーの作成を可能にする指導体制がとられています。
- ③ 各年次末（修士論文、リサーチ・ペーパーを提出した年を除く）には、研究報告書の提出が必要とされます。

指導教授との打合せ

各年度初め（４月）に指導教授と院生の間で、授業運営方針（研究指導の方法およびスケジュール等の研究指導計画）について、詳細な打合せを行います。

この打合せにより、指導教授より、個々の院生向けに十分にカスタマイズされた研究指導計画に即した研究指導が行われます。

修士論文またはリサーチ・ペーパー作成と提出までのスケジュール表

学 年	目 標	具体的な内容
1 年次	修士論文、リサーチ・ペーパーの構想の策定とテーマの設定	① 修士論文、リサーチ・ペーパーの構想の策定 一問題意識・目的・課題の明確化 ② 修士論文、リサーチ・ペーパーの構想に即したテーマの設定と章立て ③ 先行研究のサーベイと整理 ④ 修士論文、リサーチ・ペーパーの執筆開始 ⑤ 修士論文またはリサーチ・ペーパー選択のアンケート（10月） ⑥ 研究報告書の提出（1月）
2 年次	修士論文、リサーチ・ペーパーの完成と提出	① 修士論文、リサーチ・ペーパー発表会（10月） ② 修士論文、リサーチ・ペーパー題目届の提出（10月） ③ 修士論文、リサーチ・ペーパーの提出（1月） ④ 最終口述試験（1月）

法学研究科修士課程法学専攻の課程修了要件における修士論文および特定の課題についての研究成果(リサーチ・ペーパー)の取扱いについて

近年、法学研究科修士課程で学ぶ皆さんの目的は、研究者志望のみならず高度専門職業人としての資質を高めることなど多様化を呈しています。各自の目的によっては、必ずしも研究論文的な修士論文のみではなく、その目的とする高度専門職に直結するような具体的な問題解決の手法の研究成果である「特定の課題についての研究成果」(以下「リサーチ・ペーパー」)を選択できることが有効となります。

法学研究科修士課程法学専攻では、学位請求論文(修士論文)について、目的に応じて、**修士論文またはリサーチ・ペーパーのどちらかを選択**することができます。

ただし、税理士試験の科目免除の申請予定及び博士後期課程進学希望者は、修士論文を提出してください。

修士論文もリサーチ・ペーパーも研究論文であり、広義にはどちらも修士論文と位置づけることができます。したがって、リサーチ・ペーパーであっても論文の構成、脚注や参考文献の表記は、当該分野で研究論文として通用する形式や作法が要求されます。作成にあたっては、必要な研究指導を受けながらすることとなります。

修士論文 とは

研究テーマ及び問題設定が、当該学術分野において学問的に考究する意義があり、学問的に価値ある結論を提示したものの。

リサーチ・ペーパー とは

研究テーマ及び問題設定が、当該学術分野において実践的・実務的に意義があり、実践的・実務的に価値ある結論を提示したものの。

修士論文、リサーチ・ペーパーのスケジュール

[1年次]

- 1) 修士論文またはリサーチ・ペーパー選択予定のアンケート(10月)

[2年次]

- 1) 学位請求論文「修士論文題目届」または「リサーチ・ペーパー題目届」提出(10月)
- 2) 学位請求論文「修士論文」または「リサーチ・ペーパー」提出(1月)
- 3) 最終試験(注1)(1月)

(注1) 提出された学位請求論文を中心として、これに関連ある授業科目について、試問の方法により最終試験を行います。

※ 詳細は、ガイダンス等でお知らせいたします。

＜博士後期課程＞

博士論文を作成するためには、計画的な研究が必要となります。

以下では、博士論文の作成から提出に至るまでの指導計画のガイドラインとスケジュールを示します。ガイドラインの概要は次のとおりです。

- ① 博士論文作成に向け、年次ごとに示されている目標とスケジュールにしたがって、博士論文の作成が進められます。
- ② 博士論文の中間発表会を実施し、指導教授以外の教員から助言と指導を受ける機会を設け、多角的な視点より博士論文の作成を可能にする指導体制がとられています。
- ③ 各年次末(博士論文を提出した年を除く)には、研究報告書の提出が必要とされます。

指導教授との打合せ

各年度初め（４月）に指導教授と院生の間で、授業運営方針（研究指導の方法およびスケジュール等の研究指導計画）について、詳細な打合せを行います。

この打合せにより、指導教授より、個々の院生向けに十分にカスタマイズされた研究指導計画に即した研究指導が行われます。

博士論文作成と提出までのスケジュール表

学 年	目 標	具体的な内容
1 年次	博士論文の構想の策定とテーマの設定	① 修士論文のレビュー ② 博士論文の構想の策定 ― 問題意識・目的・課題の明確化 ③ 博士論文の構想に即したテーマの設定と章立て ④ 先行研究のサーベイと整理 ⑤ 博士論文草稿の執筆開始 ⑥ 研究報告書の提出（１月）
2 年次	博士論文の章ごとの検討	① 章立ての精査と修正 ② 博士論文草稿の執筆 ③ 博士論文中間発表会（前期 研究科内公開） ④ 研究報告書の提出（１月）
3 年次	博士論文の完成と提出	① 博士論文の最終的調整と完成 ② 博士課程論文題目届の提出（６月） ③ 博士論文中間発表会（７月 研究科内公開） ④ 博士論文の提出（９月） ⑤ 口頭試問（１１月）

法学研究科 修士課程 履修方法について

1. 修士課程の標準修業年限は2年です。修得すべき単位は32単位以上で、かつ、必要な研究指導を必ず受けてください。

	必修科目 (16単位)	選択科目 (16単位)	合計
1年次	指導教授の講義 4単位 指導教授の演習 4単位	16単位以上	32単位以上
2年次	指導教授の講義 4単位 指導教授の演習 4単位		

- ① 1年次に在学する者は、必修科目として指導教授の講義2科目4単位及び指導教授の演習1科目4単位を履修してください。
- ② 2年次に在学する者は、必修科目として指導教授の講義2科目4単位及び指導教授の演習1科目4単位を履修してください。
- ③ 1年次、2年次を通じて、選択科目として16単位以上を履修してください。
- ④ 指導教授が研究上特に必要と認め、受け入れ先の指導教員の承認を得た場合に限り、指導教授以外の演習科目を選択科目として履修することができます。

2. 指導教授が研究上特に必要と認め、当該研究科委員会の承認を得た場合に限り、本大学院の他の研究科および他の専攻の授業科目もしくは単位互換協定校で開講されている授業科目等（特別の課程「履修証明プログラム」を含む）を履修することができます。この場合の単位は、合計15単位以内で単位認定することができます。

3. 本研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において修得した単位（特別の課程「履修証明プログラム」を含む）を本研究科において修得したものとみなすことを希望する場合は、本研究科が定める学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし、教育上有益であり、本研究科の教育課程に即したものであると認めるときは、15単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとみなすことができます。

ただし、入学する前に本大学院又は他の大学院で修得した単位（特別の課程「履修証明プログラム」を含む）を本研究科で修得した単位とみなすことができる単位数と、本研究科入学後に単位互換協定校で開講されている科目等（特別の課程「履修証明プログラム」を含む）の単位認定数は、合わせて20単位を超えないものとします。

申請方法等については、大学院事務課にお問い合わせください。

4. 修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「リサーチ・ペーパー」）の作成にあたっては、指導教授の研究指導が必要です。従って、所定の単位を修得して修士論文またはリサーチ・ペーパー作成のために在学する者は、必ず指導教授の演習を履修してください。

- 税理士試験における一部科目の免除を申請する予定の者および博士後期課程への進学希望者は、修士論文を選択してください。

履修方法について

※「法学研究科特修制度」による入学者の履修方法

1. 「法学研究科特修制度」による入学者は、法学部4年次に在学中から大学院法学研究科の授業科目を履修し、修士課程入学後修士課程修了要件単位の修得と修士論文の完成に努め、大学院修士課程を1年間で修了することを目指すことになります。

大学院法学研究科修了要件分の32単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえで修士論文の審査及び最終試験に合格することができた場合には、「優れた業績を上げた者」として、法学部卒業後（修士課程入学後）1年で修士課程の修了が認定され、修士（法学）の学位が授与されることとなります。

	必修科目 (16単位)	選択科目 (16単位)	合計
法学部4年次	指導教授の講義4単位 指導教授の演習4単位	16単位以上 (ただし学部4年次在学中に履修できるのは7単位まで)	32単位以上
修士課程1年次	指導教授の講義4単位 指導教授の演習4単位		

- ① 法学部4年次に在学する者は、必修科目として指導教授の講義2科目4単位及び指導教授の演習1科目を履修してください。
 - ② 修士課程1年次に在学する者は、必修科目として指導教授の講義2科目4単位及び指導教授の演習1科目を履修してください。
 - ③ 法学部4年次から修士課程1年次の在学期間中に、選択科目として16単位以上を履修してください。
 - ④ 修士課程1年次に在学中には、指導教授が研究上特に必要と認め、受け入れ先の指導教員の承認を得た場合に限り、指導教授以外の演習科目を選択科目として履修することができます。
2. 指導教授が特に必要と認め、当該研究科委員会の承認を得た場合に限り、本大学院の他の研究科および他の専攻の授業科目、もしくは単位互換制度で開講されている授業科目を履修することができます。この場合の単位は、合計15単位以内で単位認定することができます。
3. 修士論文または特定の課題についての研究の成果（リサーチ・ペーパー）の作成にあたっては、指導教授の研究指導が必要です。従って、所定の単位を修得して修士論文作成のために在学する者は、必ず指導教授の演習を履修してください。

カリキュラムの特徴

法学専攻のカリキュラムの特徴は、これまでの授業科目履修が特に研究者希望者に関して、私法学専攻・公法学専攻の選考別の枠組みに縛られて、院生の希望する他専攻の授業科目の履修が必ずしも自由でなかったという問題があったので、これを解消し、専攻横断的な学修の発想を取り入れて、1専攻の中で院生の学修目標に応じた柔軟な授業科目履修を実現したことです。

研究者・法曹・税理士・法律行政実務の専門職業人の養成を目的としています

幅広い法律分野の専門教員が院生の学問的ニーズに対応できるよう
理論と実際の側面から懇切丁寧に指導する体制が確立しています。



社会における法的問題を解決するためのリーガルマインドを錬成する
カリキュラムが構築されています。

スキルアップをめざす社会人学生も積極的に受け入れています。



税理士試験の科目免除を目的とする修士論文の指導にも対応しています。



大学の教員等の研究者の養成に教授陣が熱心に対応しています。

＊より進学しやすい入学試験制度を整えています。

履修モデル

法学研究科修士課程で学ぶ目的は、研究者志望のみならず高度専門職業人としての資質を高めることなど、多様化しております。大学院志望者の志望目的に合わせた学修を行うことが求められております。そこで、法学研究科では志望者の参考になるよう履修モデルを提案しました。特に、研究職志望者のみでなく、高度専門職業人養成にも対応しております。

1 研究者・法曹などの養成を目的とする履修モデル

博士後期課程に進学して研究者を目指す方や法曹を目指す方など、理論研究を中心とした学修を行うためのモデルです。

＜参考例＞ ※「必修科目」とは、指導教授の講義科目（「〇〇特論」）と演習科目（「〇〇特論」演習）のことです。

専修科目 憲法	
必修科目	●憲法特論・演習
関連科目	●民法特論 ●刑事訴訟法特論 ●刑事学特論 ●政治学特論 ●日本政治思想史特論 など

専修科目 民法	
必修科目	●民法特論・演習
関連科目	●西洋法制史特論 ●英米法特論 ●行政法特論 ●民法特論 ●商法特論 など

専修科目 刑法	
必修科目	●刑法特論・演習
関連科目	●法社会学特論 ●日本法制史特論 ●刑事訴訟法特論 ●刑事学特論 など

専修科目 行政学	
必修科目	●行政学特論・演習
関連科目	●法社会学特論 ●日本政治思想史特論 ●憲法特論 ●社会保障法 など

専修科目 商法	
必修科目	●商法特論・演習
関連科目	●行政法特論 ●民法特論 ●会社法特論 ●知的財産法特論 など

専修科目 税法	
必修科目	●税法特論・演習
関連科目	●憲法特論 ●民法特論 ●民事訴訟法特論 ●商法特論 ●会社法特論 など

専修科目 法社会学	
必修科目	●法社会学特論・演習
関連科目	●日本政治思想史特論 ●憲法特論 ●刑事訴訟法特論 ●刑事学特論 ●政治学特論 など

専修科目 国際法	
必修科目	●国際法特論・演習
関連科目	●憲法特論 ●E U法特論 ●政治学特論 ●国際政治学特論 ●外国書研究 など

＜修士課程科目一覧＞次の科目が設置されています。それぞれ「演習」科目もあります。
法社会学特論、日本法制史特論、西洋法制史特論、中国法制史特論、英米法特論、憲法特論、行政法特論、税法特論、民法特論、商法特論、会社法特論、民事訴訟法特論、刑法特論、刑事訴訟法特論、刑事学特論、労働法特論、経済法特論、知的財産法特論、社会保障法特論、国際法、E U法特論、政治学特論、行政学特論、日本政治思想史特論、西洋政治思想史特論、国際政治史特論、国際政治学特論

2 高度専門職業人育成を目的とする履修モデル

高度専門職業人を志望する方に対応して、即戦力となる専門知識の錬成をはかる学修に力点をおくモデル案です。

＜参考例＞ ※「必修科目」とは、指導教授の講義科目（「〇〇特論」）と演習科目（「〇〇特論」演習）のことです。

法律専門職モデル	
行政書士・司法書士などに対応。	
必修科目	●憲法特論・演習 ●民法特論・演習 ●刑法特論・演習 など
関連科目	●民事訴訟法特論 ●刑事訴訟法特論 ●刑事学特論 ●行政法特論 ●日本政治思想史特論 ●会社法特論 など

公務員モデル	
国家公務員、地方公務員・警察官、消防官・裁判所事務官などに対応。	
必修科目	●行政法特論・演習 ●憲法特論・演習 ●民法特論・演習 など
関連科目	●法社会学特論 ●労働法特論 ●社会保障法特論 ●行政学特論 ●政治学特論 など

企業法務モデル	
一般ビジネス法務・金融ビジネス法務・不動産、建設ビジネス法務などに対応。	
必修科目	●商法特論・演習 ●会社法特論・演習 ●労働法特論・演習 など
関連科目	●憲法特論 ●民法特論 ●経済法特論 ●知的財産法特論 ●社会保障法特論 など

ジャーナリストモデル	
新聞・放送・出版社等のジャーナリスト、図書館・博物館・公文書館等のアーキビストなどに対応。	
必修科目	●憲法特論・演習 ●政治学特論・演習 ●法社会学特論・演習 など
関連科目	●民法特論 ●行政法特論 ●日本政治思想史特論 ●西洋法制史特論 ●国際政治史 ●知的財産法特論 など

地方自治体の首長等の政治家モデル	
地方行政政策の運営や地方公務員にも対応。	
必修科目	●政治学特論・演習 ●憲法特論・演習 ●民法特論・演習 など
関連科目	●行政学特論 ●社会保障法特論 ●日本法制史特論 ●日本政治思想史特論 ●国際法特論 など

＜修士課程科目一覧＞次の科目が設置されています。それぞれ「演習」科目もあります。
法社会学特論、日本法制史特論、西洋法制史特論、中国法制史特論、英米法特論、憲法特論、行政法特論、税法特論、民法特論、商法特論、会社法特論、民事訴訟法特論、刑法特論、刑事訴訟法特論、刑事学特論、労働法特論、経済法特論、知的財産法特論、社会保障法特論、国際法、EU法特論、政治学特論、行政学特論、日本政治思想史特論、西洋政治思想史特論、国際政治史特論、国際政治学特論

修 士 課 程

授業科目担当表

法 学 専 攻

科 目	単 位		専修科目	担 当 教 員		備 考
	講義	演習		職 名	氏 名	
法社会学特論Ⅰ	2			教 授	飯 考行	
法社会学特論Ⅱ	2			教 授	飯 考行	
法社会学特論演習		4	法社会学	教 授	飯 考行	
日本法制史特論Ⅰ	2			教 授	坂 詔 智美	
日本法制史特論Ⅱ	2			教 授	坂 詔 智美	
日本法制史特論演習		4	日本法制史	教 授	坂 詔 智美	
西洋法制史特論Ⅰ	2			教 授	藤野奈津子	
西洋法制史特論Ⅱ	2			教 授	藤野奈津子	
西洋法制史特論演習		4	西洋法制史	教 授	藤野奈津子	
中国法制史特論Ⅰ	2			准教授	加藤 雄三	
中国法制史特論Ⅱ	2			准教授	加藤 雄三	
中国法制史特論演習		4	中国法制史	准教授	加藤 雄三	
ローマ法特論Ⅰ	2					本年度休講
ローマ法特論Ⅱ	2					本年度休講
ローマ法特論演習		4				本年度休講
英米法特論Ⅰ	2					本年度休講
英米法特論Ⅱ	2					本年度休講
英米法特論演習		4				本年度休講
憲法特論Ⅰ	2			教 授	榎 透	
憲法特論Ⅱ	2			教 授	榎 透	
憲法特論演習		4	憲法	教 授	榎 透	
憲法特論Ⅰ	2			教 授	内藤 光博	
憲法特論Ⅱ	2			教 授	内藤 光博	
憲法特論演習		4	憲法	教 授	内藤 光博	
憲法特論Ⅰ	2			教 授	二本柳高信	
憲法特論Ⅱ	2			教 授	二本柳高信	
憲法特論演習		4	憲法	教 授	二本柳高信	
憲法特論Ⅰ	2			准教授	久保田祐介	前期開講
憲法特論Ⅱ	2			准教授	久保田祐介	前期開講
憲法特論演習		4	憲法	准教授	久保田祐介	本年度休講
憲法特論Ⅰ	2			教 授	山田 健太	
憲法特論Ⅱ	2			教 授	山田 健太	
憲法特論演習		4	憲法	教 授	山田 健太	

科 目	単 位		専修科目	担 当 教 員		備 考
	講義	演習		職 名	氏 名	
行政法特論Ⅰ	2			教 授	山下 竜一	
行政法特論Ⅱ	2			教 授	山下 竜一	
行政法特論演習		4	行政法	教 授	山下 竜一	
行政法特論Ⅰ	2			教 授	山田 健吾	
行政法特論Ⅱ	2			教 授	山田 健吾	
行政法特論演習		4	行政法	教 授	山田 健吾	
税法特論Ⅰ	2			教 授	谷口 智紀	
税法特論Ⅱ	2			教 授	谷口 智紀	
税法特論演習		4	税法	教 授	谷口 智紀	
税法特論Ⅰ	2			教 授	増田 英敏	
税法特論Ⅱ	2			教 授	増田 英敏	
税法特論演習		4	税法	教 授	増田 英敏	
税法特論Ⅰ	2			兼任講師	茂垣志乙里	
税法特論Ⅱ	2			兼任講師	茂垣志乙里	
税法特論演習		4	税法	兼任講師	茂垣志乙里	
民法特論Ⅰ	2			教 授	芦野 訓和	
民法特論Ⅱ	2			教 授	芦野 訓和	
民法特論演習		4	民法	教 授	芦野 訓和	
民法特論Ⅰ	2			教 授	石井 智弥	
民法特論Ⅱ	2			教 授	石井 智弥	
民法特論演習		4	民法	教 授	石井 智弥	
民法特論Ⅰ	2			教 授	佐々木 健	
民法特論Ⅱ	2			教 授	佐々木 健	
民法特論演習		4	民法	教 授	佐々木 健	
民法特論Ⅰ	2			教 授	高橋 寿一	
民法特論Ⅱ	2			教 授	高橋 寿一	
民法特論演習		4	民法	教 授	高橋 寿一	
民法特論Ⅰ	2			教 授	中川 敏宏	
民法特論Ⅱ	2			教 授	中川 敏宏	
民法特論演習		4	民法	教 授	中川 敏宏	
民法特論Ⅰ	2			教 授	良永 和隆	
民法特論Ⅱ	2			教 授	良永 和隆	
民法特論演習		4	民法	教 授	良永 和隆	
民法特論Ⅰ	2			准教授	小川 恵	
民法特論Ⅱ	2			准教授	小川 恵	
民法特論演習		4	民法	准教授	小川 恵	

科 目	単 位		専修科目	担 当 教 員		備 考
	講義	演習		職 名	氏 名	
民法特論Ⅰ	2			准教授	須加 憲子	
民法特論Ⅱ	2			准教授	須加 憲子	
民法特論演習		4	民法	准教授	須加 憲子	
商法特論Ⅰ	2			教 授	田邊 宏康	
商法特論Ⅱ	2			教 授	田邊 宏康	
商法特論演習		4	商法	教 授	田邊 宏康	
商法特論Ⅰ	2			教 授	遠山 聡	
商法特論Ⅱ	2			教 授	遠山 聡	
商法特論演習		4	商法	教 授	遠山 聡	
会社法特論Ⅰ	2			教 授	木下 崇	
会社法特論Ⅱ	2			教 授	木下 崇	
会社法特論演習		4	会社法	教 授	木下 崇	
会社法特論Ⅰ	2			教 授	田澤 元章	
会社法特論Ⅱ	2			教 授	田澤 元章	
会社法特論演習		4	会社法	教 授	田澤 元章	
会社法特論Ⅰ	2			准教授	澤山 裕文	
会社法特論Ⅱ	2			准教授	澤山 裕文	
会社法特論演習		4	会社法	准教授	澤山 裕文	
民事訴訟法特論Ⅰ	2					本年度休講
民事訴訟法特論Ⅱ	2					本年度休講
民事訴訟法特論演習		4				本年度休講
刑法特論Ⅰ	2			教 授	岡田 好史	
刑法特論Ⅱ	2			教 授	岡田 好史	
刑法特論演習		4	刑法	教 授	岡田 好史	
刑法特論Ⅰ	2			准教授	佐々木和夫	
刑法特論Ⅱ	2			准教授	佐々木和夫	
刑法特論演習		4	刑法	准教授	佐々木和夫	
刑法特論Ⅰ	2			准教授	森住 信人	
刑法特論Ⅱ	2			准教授	森住 信人	
刑法特論演習		4	刑法	准教授	森住 信人	
刑事訴訟法特論Ⅰ	2			教 授	関 正晴	
刑事訴訟法特論Ⅱ	2			教 授	関 正晴	
刑事訴訟法特論演習		4	刑事訴訟法	教 授	関 正晴	
刑事学特論Ⅰ	2			教 授	渡邊 一弘	
刑事学特論Ⅱ	2			教 授	渡邊 一弘	
刑事学特論演習		4	刑事学	教 授	渡邊 一弘	

科 目	単 位		専修科目	担 当 教 員		備 考
	講義	演習		職 名	氏 名	
労働法特論Ⅰ	2			教 授	長谷川 聡	
労働法特論Ⅱ	2			教 授	長谷川 聡	
労働法特論演習		4	労働法	教 授	長谷川 聡	
経済法特論Ⅰ	2			教 授	大槻 文俊	
経済法特論Ⅱ	2			教 授	大槻 文俊	
経済法特論演習		4	経済法	教 授	大槻 文俊	
知的財産法特論Ⅰ	2			教 授	田上麻衣子	
知的財産法特論Ⅱ	2			教 授	田上麻衣子	
知的財産法特論演習		4	知的財産法	教 授	田上麻衣子	
社会保障法特論Ⅰ	2					本年度休講
社会保障法特論Ⅱ	2					本年度休講
社会保障法特論演習		4				本年度休講
国際法特論Ⅰ	2			教 授	浜田 太郎	
国際法特論Ⅱ	2			教 授	浜田 太郎	
国際法特論演習		4	国際法	教 授	浜田 太郎	
国際法特論Ⅰ	2			教 授	森川 幸一	
国際法特論Ⅱ	2			教 授	森川 幸一	
国際法特論演習		4	国際法	教 授	森川 幸一	
国際私法特論Ⅰ	2					本年度休講
国際私法特論Ⅱ	2					本年度休講
国際私法特論演習		4				本年度休講
E U 法特論Ⅰ	2			准教授	小場瀬琢磨	
E U 法特論Ⅱ	2			准教授	小場瀬琢磨	
E U 法特論演習		4	E U 法	准教授	小場瀬琢磨	
政治学特論Ⅰ	2			教 授	岡田 憲治	
政治学特論Ⅱ	2			教 授	岡田 憲治	
政治学特論演習		4	政治学	教 授	岡田 憲治	
政治学特論Ⅰ	2			教 授	深澤 民司	
政治学特論Ⅱ	2			教 授	深澤 民司	
政治学特論演習		4	政治学	教 授	深澤 民司	
政治学特論Ⅰ	2			教 授	前川 亨	
政治学特論Ⅱ	2			教 授	前川 亨	
政治学特論演習		4	政治学	教 授	前川 亨	
政治学特論Ⅰ	2			准教授	宮地 忠彦	本年度休講
政治学特論Ⅱ	2			准教授	宮地 忠彦	本年度休講
政治学特論演習		4	政治学	准教授	宮地 忠彦	本年度休講

科 目	単 位		専修科目	担 当 教 員		備 考
	講義	演習		職 名	氏 名	
行政学特論Ⅰ	2			教 授	鈴木 潔	
行政学特論Ⅱ	2			教 授	鈴木 潔	
行政学特論演習		4	行政学	教 授	鈴木 潔	
行政学特論Ⅰ	2			准教授	渡邊有希乃	
行政学特論Ⅱ	2			准教授	渡邊有希乃	
行政学特論演習		4	行政学	准教授	渡邊有希乃	
日本政治思想史特論Ⅰ	2			教 授	菅原 光	
日本政治思想史特論Ⅱ	2			教 授	菅原 光	
日本政治思想史特論演習		4	日本政治思想史	教 授	菅原 光	
西洋政治思想史特論Ⅰ	2			教 授	川上 洋平	
西洋政治思想史特論Ⅱ	2			教 授	川上 洋平	
西洋政治思想史特論演習		4	西洋政治思想史	教 授	川上 洋平	
国際政治史特論Ⅰ	2			教 授	妹尾 哲志	
国際政治史特論Ⅱ	2			教 授	妹尾 哲志	
国際政治史特論演習		4	国際政治史	教 授	妹尾 哲志	
国際政治学特論Ⅰ	2			教 授	黒田 友哉	本年度休講
国際政治学特論Ⅱ	2			教 授	黒田 友哉	本年度休講
国際政治学特論演習		4	国際政治学	教 授	黒田 友哉	本年度休講
国際政治学特論Ⅰ	2			准教授	吉川 純恵	
国際政治学特論Ⅱ	2			准教授	吉川 純恵	
国際政治学特論演習		4	国際政治学	准教授	吉川 純恵	
外国書研究Ⅰ（英）	2			准教授	杉本 肇美	
外国書研究Ⅱ（英）	2			准教授	杉本 肇美	
外国書研究Ⅰ（独）	2			准教授	小場瀬琢磨	
外国書研究Ⅱ（独）	2			准教授	小場瀬琢磨	
外国書研究Ⅰ（仏）	2			教 授	石井 智弥	
外国書研究Ⅱ（仏）	2			教 授	石井 智弥	
法律学応用特論	2					本年度休講
法律学応用特論	2					本年度休講
法律学応用特論	2			教 授	山田 健吾	
				教 授	山下 竜一	
政治学応用特論	2					本年度休講
政治学応用特論	2					本年度休講
特殊問題特論	2			教 授	飯沼 健子	生田開講

法学研究科 博士後期課程 履修方法について【令和5年度以降入学者】

1. 博士後期課程の標準修業年限は3年です。修得すべき単位は16単位以上で、かつ、必要な研究指導を必ず受けてください。

	必修科目	選択科目	合計
1年次	指導教授の 演習 4単位	4単位以上	16単位以上
2年次	指導教授の 演習 4単位		
3年次	指導教授の 演習 4単位		

- ① 1年次、2年次および3年次において、必修科目として指導教授の演習3科目計12単位を履修してください。また、1年次から3年次の間において、選択科目として4単位以上を履修してください。
- ② 選択科目は、指導教授の講義または、当該年度に開講されている講義を履修してください。

2. 指導教授が研究上特に必要と認め、当該研究科委員会の承認を得た場合に限り、本大学院の他の研究科および他の専攻の授業科目もしくは単位互換協定校で開講されている授業科目等（特別の課程「履修証明プログラム」を含む）を履修することができます。この場合の単位は、15単位以内で単位認定することができます。

3. 本研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において修得した単位（特別の課程「履修証明プログラム」を含む）を本研究科において修得したものとみなすことを希望する場合は、本研究科が定める学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし、教育上有益であり、本研究科の教育課程に即したものであると認めるときは、15単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとみなすことができます。

ただし、入学する前に本大学院又は他の大学院で修得した単位（特別の課程「履修証明プログラム」を含む）を本研究科で修得した単位とみなすことができる単位数と、本研究科入学後に単位互換協定校で開講されている科目等（特別の課程「履修証明プログラム」を含む）の単位認定数は、合わせて20単位を超えないものとします。

申請方法等については、大学院事務課にお問い合わせください。

4. 博士後期課程に在学する者は、当該年度の研究状況について所定用紙により「研究報告書」を作成し、1月末日までに指導教授を経由して大学院事務課に提出してください。
5. 博士論文の作成にあたっては、指導教授の研究指導が必要です。従って、所定の単位を修得して博士論文作成のために在学する者は、必ず指導教授の演習を履修してください。

履修方法について【令和4年度入学者】

1. 博士後期課程の標準修業年限は3年です。修得すべき単位は16単位以上で、かつ、必要な研究指導を必ず受けてください。

	必修科目	選択科目	合計
1年次	指導教授の演習4単位	4単位以上	16単位以上
2年次	指導教授の演習4単位		
3年次	指導教授の演習4単位		

- ① 1年次、2年次及び3年次において、必修科目として指導教授の演習3科目計12単位を履修してください。また、1年次から3年次の間において、選択科目として4単位以上を履修してください。
- ② 選択科目は、指導教授の講義または、当該年度に開講されている講義を履修してください。
2. 指導教授が研究上特に必要と認め、当該研究科委員会の承認を得た場合に限り、本大学院の他の研究科および他の専攻の授業科目もしくは単位互換協定校で開講されている授業科目を履修することができます。この場合の単位は、15単位以内で単位認定することができます。
3. 本研究科に入学する前に本大学院又は他の大学院において修得した単位を本研究科において修得したものとみなすことを希望する場合は、本研究科が定める学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし、教育上有益であり、本研究科の教育課程に即したものであると認めるときは、15単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとみなすことができます。
- ただし、入学する前に本大学院又は他の大学院で修得した単位を本研究科で修得した単位とみなすことができる単位数と、本研究科入学後に単位互換協定校で開講されている科目の単位認定数は、合わせて20単位を超えないものとします。
- 申請方法等については、大学院事務課にお問い合わせください。
4. 博士後期課程に在学する者は、当該年度の研究状況について所定用紙により「研究報告書」を作成し、1月末日までに指導教授を経由して大学院事務課に提出してください。
5. 博士論文の作成にあたっては、指導教授の研究指導が必要です。従って、所定の単位を修得して博士論文作成のために在学する者は、必ず指導教授の演習を履修してください。

履修方法について【令和3年度以前入学者】

1. 博士後期課程の標準修業年限は3年です。修得すべき単位は16単位以上で、かつ、必要な研究指導を必ず受けてください。

	必修科目	選択科目	合計
1年次	指導教授の演習4単位	4単位以上	16単位以上
2年次	指導教授の演習4単位		
3年次	指導教授の演習4単位		

- ① 1年次、2年次及び3年次において、必修科目として指導教授の演習3科目計12単位を履修してください。また、1年次から3年次の間において、選択科目として4単位以上を履修してください。
- ② 選択科目は、指導教授の講義または、当該年度に開講されている講義を履修してください。
2. 指導教授が研究上特に必要と認め、当該研究科委員会の承認を得た場合に限り、本大学院の他の研究科および他の専攻の授業科目もしくは単位互換制度で開講されている授業科目を履修することができます。この場合の単位は、10単位以内で単位認定することができます。ただし、修了要件の選択科目には含みません。
3. 博士後期課程に在学する者は、当該年度の研究状況について所定用紙により「研究報告書」を作成し、1月末日までに指導教授を経由して大学院事務課に提出してください。
4. 博士論文の作成にあたっては、指導教授の研究指導が必要です。従って、所定の単位を修得して博士論文作成のために在学する者は、必ず指導教授の演習を履修してください。

博 士 後 期 課 程

授業科目担当表

民事法学専攻

科 目	単 位		専修科目	担 当 教 員		備 考
	講義	演習		職 名	氏 名	
民法特殊研究	4			教 授	芦野 訓和	
民法特殊研究演習		4	民法	教 授	芦野 訓和	
民法特殊研究	4			教 授	石井 智弥	
民法特殊研究演習		4	民法	教 授	石井 智弥	
民法特殊研究	4			教 授	佐々木 健	
民法特殊研究演習		4	民法	教 授	佐々木 健	
民法特殊研究	4			教 授	高橋 寿一	
民法特殊研究演習		4	民法	教 授	高橋 寿一	
民法特殊研究	4			教 授	中川 敏宏	
民法特殊研究演習		4	民法	教 授	中川 敏宏	
民法特殊研究	4			教 授	良永 和隆	
民法特殊研究演習		4	民法	教 授	良永 和隆	
商法特殊研究	4			教 授	田邊 宏康	
商法特殊研究演習		4	商法	教 授	田邊 宏康	
商法特殊研究	4			教 授	遠山 聡	
商法特殊研究演習		4	商法	教 授	遠山 聡	
商法特殊研究	4			法科大学院教授	松岡 啓祐	前期 2 展開
商法特殊研究演習		4	商法	法科大学院教授	松岡 啓祐	本年度休講
会社法特殊研究	4			教 授	木下 崇	
会社法特殊研究演習		4	会社法	教 授	木下 崇	
会社法特殊研究	4			教 授	田澤 元章	
会社法特殊研究演習		4	会社法	教 授	田澤 元章	
民事訴訟法特殊研究	4					本年度休講
民事訴訟法特殊研究演習		4				本年度休講
知的財産法特殊研究	4			教 授	田上麻衣子	
知的財産法特殊研究演習		4	知的財産法	教 授	田上麻衣子	
労働法特殊研究	4			教 授	長谷川 聡	
労働法特殊研究演習		4	労働法	教 授	長谷川 聡	
経済法特殊研究	4			教 授	大槻 文俊	
経済法特殊研究演習		4	経済法	教 授	大槻 文俊	
国際私法特殊研究	4					本年度休講
国際私法特殊研究演習		4				本年度休講
英米法特殊研究	4					本年度休講
英米法特殊研究演習		4				本年度休講
日本法制史特殊研究	4					本年度休講

公法学専攻

科目	単位		専修科目	担当教員		備考
	講義	演習		職名	氏名	
憲法特殊研究	4			教授	榎 透	
憲法特殊研究演習		4	憲法	教授	榎 透	
憲法特殊研究	4			教授	内藤 光博	
憲法特殊研究演習		4	憲法	教授	内藤 光博	
憲法特殊研究	4			教授	二本柳高信	
憲法特殊研究演習		4	憲法	教授	二本柳高信	
憲法特殊研究	4			法科大学院教授	棟居 快行	
憲法特殊研究演習		4	憲法	法科大学院教授	棟居 快行	
行政法特殊研究	4			教授	山下 竜一	
行政法特殊研究演習		4	行政法	教授	山下 竜一	
行政法特殊研究	4			教授	山田 健吾	
行政法特殊研究演習		4	行政法	教授	山田 健吾	
税法特殊研究	4			教授	谷口 智紀	
税法特殊研究演習		4	税法	教授	谷口 智紀	
税法特殊研究	4			教授	増田 英敏	
税法特殊研究演習		4	税法	教授	増田 英敏	
国際法特殊研究	4			教授	浜田 太郎	
国際法特殊研究演習		4	国際法	教授	浜田 太郎	
国際法特殊研究	4			教授	森川 幸一	
国際法特殊研究演習		4	国際法	教授	森川 幸一	
刑法特殊研究	4			教授	岡田 好史	
刑法特殊研究演習		4	刑法	教授	岡田 好史	
刑事訴訟法特殊研究	4			教授	関 正晴	
刑事訴訟法特殊研究演習		4	刑事訴訟法	教授	関 正晴	
刑事学特殊研究	4			教授	渡邊 一弘	
刑事学特殊研究演習		4	刑事学	教授	渡邊 一弘	
社会保障法特殊研究	4					本年度休講
社会保障法特殊研究演習		4				本年度休講
英米法特殊研究	4					本年度休講
英米法特殊研究演習		4				本年度休講
日本法制史特殊研究	4			教授	坂詰 智美	
日本法制史特殊研究演習		4	日本法制史	教授	坂詰 智美	
西洋法制史特殊研究	4			教授	藤野奈津子	
西洋法制史特殊研究演習		4	西洋法制史	教授	藤野奈津子	
法社会学特殊研究	4			教授	飯 孝行	
法社会学特殊研究演習		4	法社会学	教授	飯 孝行	
政治学特殊研究	4			教授	岡田 憲治	
政治学特殊研究演習		4	政治学	教授	岡田 憲治	

科 目	単 位		専修科目	担 当 教 員		備 考
	講義	演習		職 名	氏 名	
政治学特殊研究	4			教 授	深澤 民司	
政治学特殊研究演習		4	政治学	教 授	深澤 民司	
行政学特殊研究	4			教 授	鈴木 潔	
行政学特殊研究演習		4	行政学	教 授	鈴木 潔	
国際政治学特殊研究	4					本年度休講
国際政治学特殊研究演習		4				本年度休講
国際政治史特殊研究	4			教 授	妹尾 哲志	
国際政治史特殊研究演習		4	国際政治史	教 授	妹尾 哲志	
日本政治思想史特殊研究	4			教 授	菅原 光	
日本政治思想史特殊研究演習		4	日本政治思想史	教 授	菅原 光	
西洋政治思想史特殊研究	4					本年度休講
西洋政治思想史特殊研究演習		4				本年度休講
経済法特殊研究	4					本年度休講

学位請求論文またはリサーチ・ペーパーの提出について

修士論文またはリサーチ・ペーパー

「学位請求論文（修士）またはリサーチ・ペーパー」（以下「論文」という。）は、次の要領に添って作成・提出してください。

なお、論文作成過程においては、指導教授の指導を十分に受けてください。

(1) 論文題目届の提出について

「修士論文題目届」を提出しない者は、「論文」は理由の如何を問わず受け付けませんので、十分注意してください。なお、当該年度の決められた提出期限までに「修士論文題目届」（所定用紙）を提出してください。

① 提出期限

研 究 科	提 出 期 限	提 出 場 所
法 学 研 究 科	令和7年10月3日（金） 17時まで	大学院事務課（神田）

② 本年度、論文を提出する者は、「修士論文題目届」に論文の題目を記入し、指導教授の承認印を得て、提出してください。

③ 「修士論文題目届」提出後、題目に変更があった場合は、指導教授に相談し、印鑑を持参の上、すみやかに大学院事務課へ連絡してください。

④ 論文を提出しない者も、「修士論文題目届」にその旨を記入し、指導教授の承認印を得て、提出してください。

⑤ 「修士論文題目届」の用紙は大学院事務課にて配付します。

(2) 論文の提出期限

本年度の論文提出期限は、次のとおりです。

「修士論文題目届」を提出しない者は、「論文」は理由の如何を問わず受け付けませんので、十分注意してください。

研 究 科	提 出 期 限	提 出 場 所
法 学 研 究 科	令和8年1月9日（金） 17時まで	大学院事務課（神田）

(3) 論文の形式

① 論文のサイズ

A 縦書きの場合

論文の枚数の制限はありませんが、B 4 判 400 字詰原稿用紙 2 つ折り右綴じで、必ず、ページ番号を付し、(論文要旨も同様。) 行数・字数については読みやすいように配慮し、B 5 判としてください。(ワープロ使用の場合、1 ページの字数の制限はありませんが、指導教授と相談し、行数・字数については読みやすいように配慮してください。)

B 横書きの場合

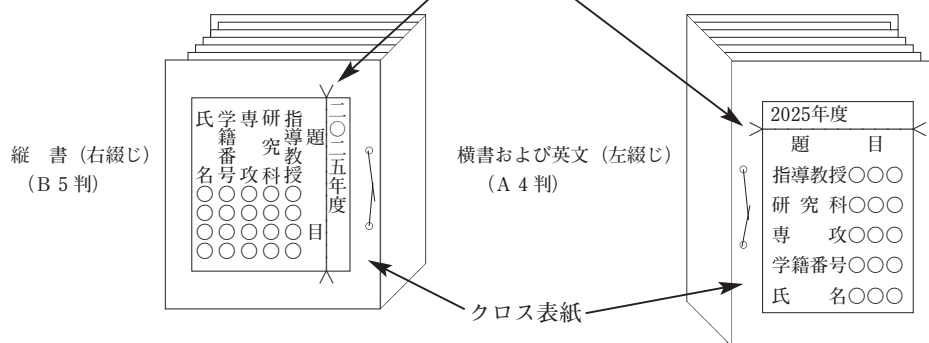
論文の枚数の制限はありませんが、A 4 判 400 字詰原稿用紙左綴じで、必ず、ページ番号(論文要旨も同様。)を付してください。(ワープロ使用の場合、1 ページの字数の制限はありませんが、指導教授と相談し、行数・字数については読みやすいように配慮してください。)

② 論文(3冊)にはクロス(黒)表紙(厚紙)・裏表紙を付け、下記の《見本》を参考に表紙に年度(リサーチ・ペーパーの場合は“リサーチペーパー”と記載)・題目・指導教授名・研究科・専攻・学籍番号および氏名を明記してください。

また、表紙に記載した同じ内容の用紙を原稿の最初に付け中扉とし、中扉・目次・本文・参考文献の順に綴って提出してください。

なお、ページ番号は本文から付けてください。

《見本》リサーチ・ペーパーの場合は、の箇所に“リサーチペーパー”と記載してください。



③ 筆記用具

手書きの場合・・・万年筆またはボールペン等、長期保存に耐えられるもので書いてください。

ワープロの場合・・・印刷はリボン・インクまたはトナーによる印刷にしてください。
感熱紙は長期保存に耐えられないため、感熱紙で出力の場合は印刷した原稿をコピーして使用してください。

(4) 論文の提出

論文の提出時には、学生証および通学定期乗車券発行控（論文の受領印を押します。）を携帯し、次のものをそろえて提出してください。

- ① 学位申請願（必要事項記入のうえ、指導教授の承認印があるもの。）

＊ 学位申請願に記載された論文題名を正式とします。

- ② 修士論文（学位請求論文）またはリサーチ・ペーパー 3部

- ③ 論文要旨 3部、400字詰原稿用紙5枚以内（ワープロの場合A4版2,000字以内）

※必ず、論文題目、学籍番号、氏名、ページを明記しホチキス止めして下さい。

- ④ 学位記氏名筆耕申込書（学位記を作成する際、氏名筆耕の原稿として使用します。）

- ⑤ 110円切手1枚（最終試験（口述試験）の連絡用）

(5) 最終試験

提出された論文に関する最終試験の期日は、郵送にて連絡します。最終試験に合格した者には修士の学位が授与されます。

(6) 提出された論文の取扱い

最終試験に合格した論文3部のうち2部は大学で製本の上、指導教授、本学図書館で保管します。1部は提出者に返却します。なお、個人製本を希望する場合は個人負担となります。（個人負担の製本については別途掲示します。）

(7) 学位記授与式 令和8年3月22日（日）

(8) 論文2冊分のコピー代の助成

提出する論文3冊（論文要旨等その他の提出物は除く。）のうち、2冊分の作成年として、コピー代をコピーカードにて助成します。手続は、大学院事務課へ本人が直接申し込んでください。（詳細については、11月頃掲示にてお知らせします。）

修士論文、リサーチ・ペーパー審査基準

①学位論文が満たすべき水準	法学又は政治学の学問分野における諸問題について、明確な問題意識に基づいて、研究テーマを自ら設定し、先行研究を渉猟していること、データ及び資料を収集したうえで理論的・実証的分析がなされていること、そして、論旨・主張が明確であり、当該研究分野における研究成果として意義を有する水準に達していると評価できる内容であること。
②学位論文・リサーチ・ペーパー審査概要	1 審査委員の構成 審査の透明性・公平性を確保する観点から、法学研究科委員会の定める審査委員によって行う。 審査委員は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連のある授業科目担当教員のうちから研究科委員会が指名する授業科目担当教員1名を副査とする。ただし、必要あるときは、本大学院の他の研究科又は学部の教員を副査とすることができる。 2 学位請求論文の提出 所定の修士課程在学年限内に、学位請求論文、リサーチ・ペーパー1編3部及び論文要旨3部を、学位申請願を添え、指導教授を通じて、法学研究科委員会に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。 3 学位請求論文の審査期間 修士の学位請求論文、リサーチ・ペーパーの審査並びに最終試験は、学位請求論文が提出されてから、おおむね3か月以内に行う。 4 審査の報告 学位請求論文、リサーチ・ペーパーの審査並びに最終試験の結果は、法学研究科委員会の議を経た後、法学研究科長が学長に報告する。
③審査項目	修士論文 1. 当該学術分野において学問的に考究する意義があるテーマとなっているか。 2. 論文構成が適切かつ体系的であること。 3. 先行研究を踏まえたものであること。 4. 理論的分析・実証的分析が適切になされていること。 5. 論旨・主張が明確でありかつ論理的整合性があること。 6. 当該学術分野において学問的に価値のある結論を提示していること。 7. 表記・表現が適切であること。 リサーチ・ペーパー 1. 当該学術分野において実践的・実務的に意義があるテーマとなっているか。 2. 論文構成が適切かつ体系的であること。 3. 先行研究を踏まえたものであること。 4. 理論的分析・実証的分析が適切になされていること。 5. 論旨・主張が明確でありかつ論理的整合性があること。 6. 当該学術分野において実践的・実務的に価値のある結論を提示していること。 7. 表記・表現が適切であること。
④審査方法	審査委員会は、学位請求論文、リサーチ・ペーパーについて③の審査項目を審査するとともに、最終試験を実施する。最終試験は、法学研究科委員会の定めにより、主として学位請求論文の内容について原則として口頭試問の方法によって行う。
⑤学位授与の要件	修士の学位は、本大学の大学院法学研究科修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文、リサーチ・ペーパーを提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。

博士論文

博士の学位には課程博士と論文博士があります。

「課程博士」

本大学院の博士後期課程に3年以上在学して各研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、在学中に学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者。

〈平成27年4月以前入学者に適用〉

博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、学位請求論文を提出しないで退学した者のうち、退学の日から起算して3年以内に限り、当該研究科委員会の許可を得た場合は、学位請求論文を提出し、試験を受けることができるものとする。

「論文博士」

本大学院を退学し、3年以上経過した者および本大学院の課程を経ない者であっても、学位請求論文を提出して、その審査に合格し、かつ、専攻学術及び外国語に関し、本大学院の課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有すると認められた者。

I. 課程博士

「学位請求論文（課程博士）」（以下「論文」という。）は、次の要領に添って作成・提出してください。

なお、論文作成過程においては、指導教授の指導を十分に受けてください。

(1) 論文題目届の提出について

「博士論文題目届」を提出しない者は、「学位請求論文（課程博士）」は理由の如何を問わず受け付けませんので、十分注意してください。なお、当該年度の決められた提出期限までに「博士論文題目届」（所定用紙）を提出してください。

① 「博士論文題目届」提出期限日

研究科	提出期限	提出場所
法学研究科	令和7年6月30日（月） 17時まで	大学院事務課（神田）

※ 詳細および変更については掲示でお知らせします。

② 本年度、論文を提出する者は、「博士論文題目届」に論文の題目を記入し、指導教授の承認印を得て、提出してください。

③ 「博士論文題目届」提出後、題目に変更があった場合は、すみやかに大学院事務課に連絡してください。

④ 論文を提出しない者も、「博士論文題目届」にその旨を記入し、指導教授の承認印を得て、提出してください。

⑤ 「博士論文題目届」の用紙は大学院事務課にて配付します。

⑥ 「博士論文題目届」の提出受付は、上記の提出期限までです。従って、指定された提出期限を過ぎた場合は、理由の如何を問わず受け付けませんので、十分注意してください。

(2) 論文の提出期限

「博士論文題目届」を提出しない者は、「学位請求論文（課程博士）」は理由の如何を問わず受け付けませんので、十分注意してください。

研 究 科	提 出 期 限	提 出 場 所
法 学 研 究 科	令和7年9月30日（火） 17時まで	大学院事務課（神田）

※ 詳細および変更があった場合には掲示でお知らせします。

(3) 論文の提出受付は、上記の提出期限までです。従って、指定された提出期限を過ぎた場合は、理由の如何を問わず受け付けませんので、十分注意してください。

(4) 論文の形式は、修士論文に準じます。《見本》を参考に表紙に年度・題目・指導教授名・研究科・専攻・学籍番号および氏名を明記し、表紙に記載したものと同一内容の用紙を原稿の最初に付け中扉とし、中扉・目次・本文の順に綴って提出してください。なお、ページ番号は本文のみに付けてください。

(5) 論文の提出

① 学位申請願（所定用紙）1部（必要事項記入のうえ、指導教授の承認印があるもの。）

＊ 学位申請願に記載された論文題目を正式とします。

② 博士論文（学位請求論文）3部

③ 論文要旨 3部

④ 履歴書および業績書（所定用紙）1部

⑤ 学位記氏名筆耕申込書（学位記を作成する際、氏名筆耕の原稿として使用します。）

⑥ 110円切手1枚（最終試験（口述試験）の連絡用）

(6) 最終試験

提出された学位請求論文を中心として、これに関連ある授業科目について、試験の方法により最終試験を行います。

(7) 提出された論文の取扱い

論文審査及び最終試験に合格した論文は、指導教授（1部）及び本学図書館（1部）で保管されるとともにインターネットの利用により公表しますので、P. 16の公表方法についてを確認してください。

(8) 学位記授与式

令和8年3月22日（日）

(9) 博士論文（課程博士）2冊分のコピー代の助成

提出する博士論文（課程博士）3冊分（論文要旨等その他の提出物は除く。）のうち、2冊分の作成用として、コピー代をコピーカードにて助成します。手続は、大学院事務課へ本人が直接申し込んでください。

Ⅱ. 課程博士の学位請求論文提出期限及び学位記授与に関する特例措置（在学生適用）

「博士論文題目届」提出（6月30日期限）後、学位請求論文を止むを得ない理由により、9月30日の提出期限までに提出できなかった場合、指導教授の許可の下、学生本人の意思を書面で提出してもらい、10月中に所属する研究科委員会の承認を得ることにより、学位請求論文の提出を翌年度の4月28日（4月28日が日曜日の場合は4月27日）まで延期することができます。その場合の合格者の学位記授与については、9月20日が修了日となり、学位記授与は9月20日以降9月末日までの間に行います。なお、この特例措置は最長在学年限（6年）内でのものに限りです。

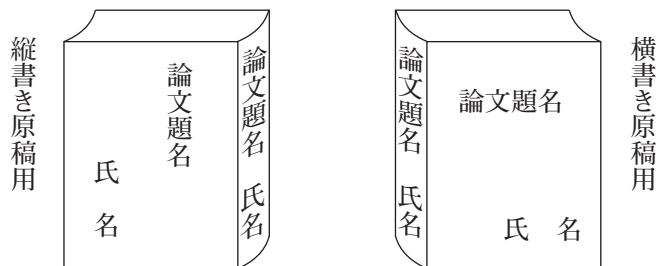
特例措置年度の学籍については、必ず在学手続（履修届、学費納入）を行ってもらいます。なお、特例措置年度の履修科目の成績については、年度途中の修了のため単位認定できません。また、学費については、現行どおりとなります。

9月30日までに提出し、その後、取下げをした学位請求論文については、この特例措置は適用されません。翌年度以降改めて題目届から行うことになります。

※令和6年度内に上記特例措置の適用を申請し学位請求論文の提出延期が承認された者については、論文の提出期限は令和7年4月28日（月）17時までとなります。

Ⅲ. 論文博士

- (1) 論文の提出日は随時とします。なお、詳細は大学院事務課に問い合わせてください。
- (2) 論文の作成基準は、著書以外、原稿のサイズをA4版とし、《見本》を参照の上、論文題名、氏名を明記し、製本業者によって製本されたものを提出してください。
《見 本》



(3) 提出書類

- ① 学位申請願（所定用紙） 1部
*学位申請願に記載された論文題名を正式とします。
- ② 学位請求論文 3部（製本済のもの）
- ③ 論文要旨 3部
- ④ 履歴書および業績書（所定用紙） 1部

- (4) 提出先 大学院事務課
- (5) 提出された論文の取扱い

論文審査及び最終試験に合格した論文は、主査（1部）及び本学図書館（1部）で保管されるとともにインターネットの利用により公表しますので、P. 16の公表方法についてを確認してください。

- (6) 口述試験の日時及び学位授与の可否については、申請者に本学から直接連絡します。なお、学位申請後、審査期間中に住所を変更した場合には、必ず大学院事務課に届け出てください。

博士論文審査基準

①学位論文が満たすべき水準	法学又は政治学の学問分野における諸問題のうち解明が求められる問題について、明確な問題意識の下に研究がなされていること、その研究が当該学問分野の発展に貢献する独創性と新規性を有する研究成果であると評価できること、そして、その研究成果が研究者として自立して研究活動に従事するために必要にして十分な能力を有すると評価できる水準に達していると評価できる内容であること。
②学位論文審査概要	1 審査委員会の構成 審査の透明性・公平性を確保する観点から、法学研究科委員会定める審査委員会によって行う。 審査委員会の構成は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連のある授業科目担当教員のうちから研究科委員会が指名する2名以上の副査を加えて行うものとする。 必要があるときは、法学研究科委員会の議を経て、法学研究科の客員教員、兼任講師、他の研究科若しくは学部の教員又は他大学の大学院、学部若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。 2 学位請求論文の提出 所定の博士後期課程在学年限内に、学位請求論文1編3部及び論文要旨3部を、学位申請願を添え、指導教授を通じて、法学研究科委員会に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。 3 学位請求論文の審査期間 学位請求論文の審査は、当該学位請求論文を受理した日から、1年以内に行う。 4 審査委員会の審査報告 審査委員会は、学位請求論文の審査及び最終試験又は口頭試問の終了後、速やかに、学位請求論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験又は口頭試問の結果の要旨及びその成績に、学位を授与できるか否かの意見を添え、法学研究科委員会に文書をもって審査報告する。 審査委員会は、上記報告の後、学位請求論文及び「専修大学学位規程」に定める審査報告書を法学研究科委員会の委員の閲覧に供するた

②学位論文審査概要	め、1 か月の期間を置く。 ただし、審査委員会は、学位請求論文の審査の結果、その内容が学位を授与するに値しないと認めたときは、最終試験又は口頭試問を行わないことができる。 5 研究科委員会の審議・議決 法学研究科委員会は、前記の報告に基づき、審議のうえ、学位を授与すべきか否かにつき投票により議決する。この議決には、法学研究科委員会構成員総数の3分の2以上の出席と、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。 6 研究科長による学長への報告 法学研究科委員会において学位授与の議決がなされたとき、法学研究科長は、学位請求論文とともに、学位請求者の氏名・学位請求論文の内容、審査結果の要旨、最終試験の結果及び口頭試問の結果を添え、議決の結果を文書で、学長に報告する。
③審査項目	1. 研究テーマ及び問題設定が適切であること。 2. 論文構成が適切かつ体系的であること。 3. 先行研究を踏まえたものであること。 4. 高度な理論的分析・実証的分析がなされていること。 5. 論旨・主張が明確でありかつ論理的整合性が確保されていること。 6. 独創性・新規性など、当該分野における顕著な学術上の意義を有していること。 7. 表記・表現が適切であること。
④審査方法	審査委員会は、学位請求論文について③の審査項目を審査するとともに、最終試験を実施する。最終試験は、法学研究科委員会の定めにより、主として学位請求論文の内容について原則として口頭試問の方法によって行う。
⑤学位授与の要件	博士の学位は、本大学院法学研究科の博士後期課程に3年以上在学し、博士課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。